

平成 2 8 年

# 全 員 協 議 会 記 録

平成 2 8 年 3 月 1 4 日

和 光 市 議 会

## 全 員 協 議 会 記 録

◇開会日時 平成28年3月14日（月曜日）  
午前10時30分 開会 午前11時19分 閉会

◇開催場所 全員協議会室

◇出席議員 18名

議 長	齊 藤 克 己 議員	副議長	齊 藤 秀 雄 議員
1 番	菅 原 満 議員	2 番	西 川 政 晴 議員
3 番	熊 谷 二 郎 議員	4 番	鳥 飼 雅 司 議員
5 番	内 山 恵 子 議員	6 番	吉 田 武 司 議員
7 番	村 田 富士子 議員	8 番	富 澤 啓 二 議員
9 番	猪 原 陽 輔 議員	10番	待 鳥 美 光 議員
11番	吉 田 けさみ 議員	12番	赤 松 祐 造 議員
13番	安 保 友 博 議員	14番	吉 村 豪 介 議員
15番	小 嶋 智 子 議員	16番	金 井 伸 夫 議員

◇欠席議員 なし

◇出席説明員

市 長	松 本 武 洋	副 市 長	大 野 健 司
企 画 部 長	山 崎 悟	総 務 部 長	橋 本 久
総務部次長兼 総 務 課 長	田 中 孝 一	秘書広報課長	松 戸 克 彦
政 策 課 長	川 辺 聡	総 務 課 主 幹	横 山 英 子

◇事務局職員

議会事務局長	郡 司 孝 行	議会事務局次長	伊 藤 英 雄
議事課長補佐	高 橋 澄 枝	主 事	小 林 厳

◇本日の会議に付した案件

和光市公共施設等総合管理計画について

午前10時30分 開会

○齊藤克己議長 おはようございます。

ただいまから全員協議会を開催します。

初めに、市長より挨拶をお願いいたします。

松本市長。

○松本市長 本会議のお疲れのところ、全員協議会を開催していただきまして、まことにありがとうございます。

また、このたび、和光市公共施設等総合管理計画の概要について、説明をさせていただく機会を設けていただきましてありがとうございます。

さて、本年度、当市のインフラ施設を含めた公共施設について、更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行い、最適な配置を実現し、財政負担を軽減、平準化するために、和光市公共施設等総合管理計画を策定いたしました。

本日は、その概要について御報告させていただきます。今後、当計画に基づき、公共施設のあり方について、選択と集中の視点に立ち、効果的かつ効率的な公共施設の再編に取り組んでまいりたいと考えております。

今後とも、議員の皆様のご支援、御協力をお願い申し上げます。

また、今般の議会において、一般質問でも少し御説明申し上げましたが、和光市庁舎等の電力需給業務契約について御報告申し上げます。

電力需給業務契約を結んでいる日本ロジテック協同組合と本市とは、平成27年度から3カ年の長期継続契約を締結をしておりましたが、日本ロジテック協同組合の経営上の問題から、平成28年度の本市への電力供給の履行ができなくなりました。このような状況から、新たな特定規模電気事業者（PPS事業者）と契約するために、複数の事業者から見積もりを徴収し、最も有利な価格を提示したミツウロコグリーンエネルギー株式会社と契約条件の調整を現在進めております。契約期間につきましては、平成28年4月から1年間で、契約金額につきましては、現状とほぼ変わらないものと見込んでおります。契約が締結され次第、速やかに公表させていただきます。

それでは、和光市公共施設等総合管理計画につきましては、総務部長から御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○齊藤克己議長 ありがとうございます。

休憩します。（午前10時32分 休憩）

再開します。（午前10時33分 再開）

〔市長退席〕

本日の案件は、和光市公共施設等総合管理計画についてです。

橋本総務部長及び田中総務課長から、説明願います。

初めに、橋本総務部長。

○橋本総務部長 議会終了後、お疲れのところ、お時間をお取りいただきありがとうございます。今年度策定いたしました和光市公共施設等総合管理計画の概要でございますが、説明会、パブリックコメントを経まして、おかげさまで策定することができました。本日は、その概要について、説明をさせていただきます。

初めに、私から策定の社会的な背景や経過などについて説明をさせていただき、その後、今般策定いたしました総合管理計画の概要について、田中総務課長から御説明申し上げます。説明は合わせて30分程度を予定しています。よろしくお願いいたします。

それでは、本日お配りしたパワーポイントの資料をごらんください。

今般の公共施設等総合管理計画の策定につきましては、国からの要請ということもございますが、なぜ公共施設マネジメントが必要かを考えてみるのが策定のポイントになります。

1点目として、土木インフラを含めた公共施設の更新が集中して発生するため、財政難の折、その費用を確保することが難しいこと。2点目として、少子高齢化などによる人口構成の変化に、施設の需要と供給のバランスが取れていないこと。3点目として、施設の耐震化、バリアフリー化など、施設の高機能化の需要が高まっていることなど、これらの課題解決のためにもリスクマネジメントが必要であるということです。

次に、資料の裏ページの②公共施設をどうマネジメントするかでございますが、施設の老朽化という公共施設の実態、そして、人口減少や高齢化など地方自治体を取り巻く課題、これらを踏まえ、昨年度、公共施設白書を作成しました。

そして、白書作成により現況を把握した後、単なる実態把握にとどまらず、自治体経営の視点を持った計画の策定が必要となります。今後の公共施設のあり方として、施設需要状況や求められる技能の変化への対応、施設運営面での工夫、財政と連動した管理、庁内横断的な管理システム、これらを検証した和光市公共施設等総合管理計画を策定しました。

今後につきましては、③公共施設マネジメントの基本的な推進イメージに示したように、ステップ1として、公共施設白書の作成、ステップ2として、今年度の公共施設等総合管理計画の策定となっております。

そして、この市の基本方針に基づいて、ステップ3として、来年度以降、個別具体の実行計画、アクションプランを策定するというフローを考えております。

いずれにいたしましても、市を取り巻く大変厳しい財政状況の中、市の公共施設等について、将来にわたり適切な公共サービスの提供と持続可能な財政運営を両立させるため、今後、どのように公共施設を維持管理していくのか、その基本的な考え方を指針として示したものでございます。

それでは、その概要について、引き続き、田中総務課長より説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○齊藤克己議長 続いて、田中総務課長。

○田中総務課長 それでは、和光市公共施設等総合管理計画の内容について説明させていただきます。

まず、お手元の資料の表題が和光市公共施設等総合管理計画となっている薄紫色の冊子を御用意ください。

2ページ開いていただき、和光市公共施設等総合管理計画の目次をごらんください。本計画の全体構成につきましては、本編として、第1章、計画の概要、第2章、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針、第3章、公共施設等の統合や廃止の推進方針、第4章 総合的かつ計画的な管理を実現するために、第5章、施設類型ごとの管理に関する基本的な方針となっています。

本編の次に、資料編1として、公共施設白書の抜粋である公共施設等の現況及び将来の見通しと、資料編2として、先の10月に策定した公共施設の配置及び機能の再編等に関する基本方針の概要を記載しております。

本計画の記載内容については、平成26年4月に総務省が作成した公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針を参考にしています。

次に、お手元の資料の表題が和光市公共施設等総合管理計画（概要版）となっているものを御用意ください。この概要版を使って内容の説明をさせていただきます。

まず、表紙の、1計画策定の目的につきまして説明させていただきます。

先ほどの総務部長の説明と重複する部分がございますが、平成26年度に取りまとめた和光市公共施設白書をもとに、インフラ施設を含めた公共施設等について、長期的な視点を持って、更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行い、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現するために和光市公共施設等総合管理計画を策定しました。

本計画は、将来にわたり適切な公共サービスの提供と持続可能な財政運営を両立させるため、今後、どのように公共施設等の計画的な維持管理・運営を推進していくのか、その基本的な考え方を方針として示すことを目的としています。

次に、2計画の位置づけについて説明いたします。

図1の和光市公共施設等総合管理計画の位置づけをごらんください。

本計画は、市の最上位計画である第四次和光市総合振興計画を根拠とし、全庁横断的に公共施設等について定めるものです。

また、平成25年10月に国が策定したインフラ長寿命化基本計画との関係においては、国が市に対して策定を要請している行動計画に該当します。

また、公共建築物の統廃合に関する方針については、和光市行政改革推進計画の中で定めた公共施設の配置及び機能の再編等に関する基本方針にのっとっています。

2ページ目をごらんください。

3公共施設マネジメントの進め方について説明いたします。

図2の公共施設マネジメントの推進フローをごらんください。

全体の推進フローの中で、本計画については、ステップ2の段階となっています。昨年度ステップ1としまして白書を作成し実態の洗い出しを行いました。この実態をふまえ、本計画では、市全体として公共施設をどのように維持管理・運営をしていくのか、その取り組み方針を策定いたします。

また、先も申し上げたとおり、本計画には、公共施設の配置及び機能の再編等に関する方針を含んでおり、この方針は、施設の統合や廃止の推進方針を示すもので、8月にパブリックコメントを行い、10月に策定したものとなっております。

次にステップ3としまして、来年度、本計画のアクションプランとして、実行計画を策定し、各個別施設の検討に入る予定となっております。

3ページ目をごらんください。

4計画の期間について説明いたします。

図2の推進フローをごらんください。

計画期間につきましては、平成28年度から平成57年度までの30年間とします。これは、公共施設等の更新・改修が長期間に及ぶことを考慮しています。

ただし、今後の市を取り巻く社会経済状況の変化や国の政策動向等に柔軟に対応するため、必要に応じて適宜見直すこととしております。

次に、5計画の対象となる施設について説明いたします。

計画の対象施設につきましては、市が保有する、いわゆるハコモノといわれる建築物系施設と道路、橋梁、上下水道等のインフラ系施設を対象とします。詳細につきましては、本編の16ページ以降に記載しております。

また、本計画において使用する用語や数値は、昨年度に策定した、和光市公共施設白書に基づいております。

4ページ目をごらんください。

ここからは、第2章、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針について説明いたします。

まず、1公共施設等を取り巻く環境について説明いたします。

冒頭で、部長からも説明がございましたが、本計画を策定する背景、公共施設を取り巻く環境としまして、(1)公共施設等の老朽化と(2)厳しい財政状況と少子高齢化の進展とがございます。

公共施設等は、適切な施設保全を行っていても、時間とともに老朽化していきます。老朽化が進行する中、施設等の安全・安心で快適な利用環境を確保するためには定期的な大規模改修や建てかえ等が必要になります。

しかし、少子高齢化の進展に伴い、今後さらに社会保障費等が増加し、財政面の制約が強まることによって、公共施設等の機能を適正に保つために必要な建てかえや大規模改修等に投じる財源が不足する事が見込まれます。

次に、2 総合的かつ計画的な管理に関する基本原則について説明いたします。

公共施設等を取り巻く環境を直視しながら、本市が将来にわたり適切な公共サービスの提供と持続可能な財政運営を両立させるため、基本原則1 安全・安心で快適な利用環境の確保、基本原則2 中長期的視点に立ったコスト管理の2点を管理に関する基本原則としています。

まず、基本原則1の安全・安心で快適な利用環境の確保についてですが、道路や上下水道等のインフラを含めた公共施設等は、人々の暮らしや市内の経済活動を支えている極めて重要な都市基盤です。そのため、市民や事業者が安全・安心で快適に施設を利用できる環境を適切に確保することを掲げています。

次に、基本原則2の中長期的視点に立ったコスト管理につきましては、さまざまな工夫を凝らして、中長期的なトータルコストの縮減や予算の平準化を図ることを目的として掲げています。

これら2つの原則を進めていく上で、次の5ページ目に記載の3公共施設等の管理に関する基本的な考え方で、(1)点検・診断等の実施方針、(2)維持管理・修繕・更新等の実施方針、(3)安全確保の実施方針、(4)耐震化の実施方針、(5)長寿命化の実施方針の5つの方針を掲げています。

次に6ページをごらんください。

ここからは、第3章公共施設等の統合や廃止の推進方針について説明いたします。

まず、1公共建築物の配置及び機能の再編等における基本的な考え方をごらんください。これは先の10月に、市民や有識者を交え、行政改革推進本部において公共建築物の配置及び機能の再編等に関する基本方針として、策定したものです。

図3 将来更新費用の試算結果をごらんください。これは、市が保有する公共建築物について、今後も同規模で施設を保有し続けて、50年で寿命を迎え、同規模のものを建てかえると仮定した場合を試算したものです。50年の中間に大規模改修することも加味されています。

平成34年、平成35年が突出して更新費用が高くなるのは、庁舎及び文化センターの大規模改修工事が見込まれていることが大きく影響しています。

また、平成41年から4年間更新費用が低くなっているのは、昭和50年頃までに建設された学校施設の建てかえがひと段落する事が影響しています。試算結果を平均しますと、年平均約21億円であるのに対し、過去3カ年の工事請負費は4億円に届いていない状況となっています。この試算結果に、年間の管理運営費の平均額約45億円をそれぞれ加算すると、試算結果は約66億円、過去3カ年の平均額は約49億円となっております。

このことから、歳入の減少及び歳出における義務的経費の増加が見込まれる今後の市の財政状況において、公共建築物をこのまま保有することは、現実的に不可能です。市には、市民が公共建築物を安全・安心に利用することができるように、適切に維持管理し、運営する責務があります。その責務を果たし、かつ、将来にわたり適切な公共サービスの提供と持続可能な財政運営を両立させるため、本市における公共建築物の現状と課題を踏まえ、次に掲げる2つの

原則を公共建築物の配置及び機能の再編等における基本的な考え方とします。

7ページをごらんください。

ここでは公共建築物を対象として、1 保有総量の抑制、2 複合化・多機能化の推進の2点を公共建築物の配置及び機能の再編等における基本的な考え方に関する整備の原則としています。

まず、1つ目の保有総量の抑制についてですが、本市の公共建築物の整備状況、人口構造の変化、厳しい財政状況を考慮すると、現行の公共建築物を維持し、同等の公共サービスの提供を継続していくことは困難なため、原則として、公共建築物の新規整備は行わないこととしています。

しかしながら、人口が増加する地域において供給不足となる公共建築物については、既存施設の機能転換等により対応することとし、やむを得ず新規整備を行う必要が生じた場合は、あわせて既存公共建築物の統廃合を必ず行うこととしています。

また、公共建築物の設置から期間が経過し、市が公共サービスとしてサービスを提供する役割を終えたものや、民間によるサービスの提供が行われているものについては、行政需要の高い施設への機能転換だけでなく、施設を廃止することも検討いたします。

さらに、施設配置の適正化の観点から、同種の公共サービスを提供している施設が近距離に偏在している場合や、地域の人口減少により公共建築物の供給が過剰となっている場合は、積極的に統廃合を行います。

次に、2つ目の複合化・多機能化の推進についてですが、公共建築物の保有総量を抑制し、単純に公共建築物の統廃合を進めるだけでは、市民サービスの低下や地域の活性化を阻害するおそれがあることから、公共建築物の建てかえや大規模改修を行う場合は、1つの土地または建物に複数の公共建築物を集合させる複合化や、1つの公共建築物に複数の機能を持たせる多機能化を実施することを原則としています。

8ページの、2 公共建築物の配置及び機能の再編等を実施するための取り組みをごらんください。

先ほど申し上げた2つの原則に基づいた公共建築物の配置及び機能の再編等を実施するために、長寿命化の推進、用途変更等の検討、単独施設の削減、施設配置の適正化、民間活力の効果的な活用、他の計画の見直し、地方公会計における固定資産台帳の活用、財源の確保の8つの取り組みを推進いたします。

9ページの、3 インフラ施設の整備に関する今後の考え方をごらんください。

インフラ施設については、複合化・多機能化や用途転換、施設の廃止等は適しておらず、施設類型ごとに、整備状況や老朽化の度合いなどをもとに、長寿命化を基本として方向性を検討する必要があります。

そこで、社会情勢や地域のニーズを捉え、財政状況を加味しながら中長期的な視点をもって、必要な施設の整備を行います。特に、道路、橋梁、上下水道の土木インフラ施設については、リスクベースメンテナンスの考え方に基づき対応します。



次に、10 ページをごらんください。

ここからは、第4章総合的かつ計画的な管理を実現するためにと題しまして前章までに示した方針を着実に実践していくために必要と考えられる全庁的な推進体制等の方針を示します。

1 計画の推進に向けてをごらんください。

本計画を推進するにあたり、本市の最上位計画である総合振興計画と整合を図りながら、(仮称)第1次和光市公共施設マネジメント実行計画を策定し、計画を推進するとともに、本計画及び第1次実行計画を受けて、個別施設計画の策定・見直しを図ります。第1次実行計画の中では、特に公共建築物について分析・評価を行い、まちづくりの視点を持って各論の検討に取り組み、より具体的な整備方針を定めます。

次に、2 推進体制の整備をごらんください。

ここでは、これからの検討組織について記載しております。

次に、11 ページをごらんください。

ここでは、3 P D C A サイクルに基づく維持管理・運営の推進、4 施設の維持管理・運営等に関する情報の一元化、5 目標管理型の維持管理・運営手法の導入、6 全庁的な施設保全の推進体制の構築について記載しております。

次に、12 ページ、第5章施設類型ごとの管理に関する基本的な方針をごらんください。

ここでは、今後30年間の計画を推進していく上で前提となる、施設類型別の基準を示すとともに、施設類型ごとに特に注意すべき事項を示しています。

まず、施設類型別の基準についてですが、施設のあり方を、今後どのように考えていくかの基準を示しています。公共建築物については、公共サービスとしての必要性、施設を所有する必要性、独立施設である必要性が高いかどうかについて着目して、施設の類型別に基準を示しています。この基準をもとに、個別施設の分析・評価を行い、長寿命化や複合化等の対策を検討します。

また、複合化や、多機能化については建てかえや大規模改修を行う際に実施することを原則としています。こちらにつきましては、本編の16ページ以降に各施設についてマル・バツ形式で記載しております。

次に、13ページから15ページにかけては、施設類型ごとの管理に関する基本的な方針、16ページにはインフラ施設の管理の基本的な方針について記載しております。

以上で、概要版による和光市公共施設等総合管理計画の説明とさせていただきます。

○齊藤克己議長 以上で説明が終了しましたので、質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

赤松議員。

○赤松祐造議員 ステップ1の白書作成までの過程まではかなりオープンな形で市民が参画していました。ステップ2については内容も本日説明されて、非常にいい形でできあがっていると思います。この総合管理計画の策定委員、委員会とか全庁横断的にやられたのか。そういう

部分がこの冊子を見ると誰が作ったかわからないのがちょっと残念です。編集、発行は総務部と載っていますけれども、やはり総合管理計画はどういうメンバーで誰が作ったかという経緯をあと1ページくらい付け足せば。これは説明を受ければわかるけれども、総務部の担当者だけでこれをまとめあげたのでしょうか。ちょっとお聞かせください。

○齊藤克己議長 橋本総務部長。

○橋本総務部長 庁内の検討組織で検討しまして、市民の方にはパブリックコメントや説明会で御意見をいただいた形でございます。庁内の組織でございますが、施設の関係所管の課長級の職員を構成メンバーとして今年度3回検討委員会を行っております。それで策定をしたという経緯でございます。

○齊藤克己議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 先ほどの課長の説明の中で、行政改革推進委員会も関与していると言われてきましたけれども、全庁的な会議の名前をここに記載してもらえれば、後々これを見た人がこういう形で作ったというのが担保できると思います。印刷しなかったのは何か理由があるわけでしょう。

○齊藤克己議長 橋本総務部長。

○橋本総務部長 経過についてはホームページ等で載せたいと思いますが、本編には載せておりません。行革の関係は基本方針を作った際に行革推進委員会にもんでいただいたという経過でございます。

○齊藤克己議長 金井議員。

○金井伸夫議員 この管理計画の中で、表がありまして、施設別の表がいくつかあるのですが、施設の敷地面積、それからその敷地は借りているのか、あるいは市有地なのか。その区別がないので、施設だけではなくて公共施設の再編にあたっては敷地のあり方、不動産ですね。そういったものも込みで考えていかないと、施設は老朽化していくわけですから、全体的な財源の関係、まちづくりのあり方も含めて、ちょっと情報が不足していると思います。もうこれは印刷してしまって、敷地面積と所有形態について追加できないということであれば、別の表でも構いませんので、実態がわかるような一覧表を作っていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○齊藤克己議長 橋本総務部長。

○橋本総務部長 御指摘のとおり、今回は公共施設の現状ということで、建物の延べ床面積等は記載しておりますが、それにかかわる敷地や、市で所有している財産か、借りているものかとかはここには記載しておりません。先ほど説明したとおり、今後個別の計画を作る段階で、建てかえ等があった場合には、そこら辺の情報も必ず必要になりますので、その辺を加味して、今後計画を作っていくことを考えております。

○齊藤克己議長 金井議員、今回は、総合管理計画としてできあがったものに対して説明をしていただいているということです。その辺を踏まえて質疑をお願いします。

○金井伸夫議員 要望ですが、まちづくりに関することですから、できるだけ早く全体像を把握して、検討していただいて、なるべく早く私たちに表を配っていただきたいと思います。

○齊藤克己議長 西川議員。

○西川政晴議員 概要版の10ページの1番下の項目で、組織改正も視野に入れた推進体制を検討しますという表現なんだけれども、私も各部署がセクショナリズムに走って守っちゃうと、このことが前に進まないという考えなんだけれども、その辺いろいろ検討していただきたいのですが、この概要版ですと現在行いますということなんで、これからという意味なのか、ある程度進められているのかという思いも含めて表現しているのか、その辺お聞かせください。

○齊藤克己議長 田中総務課長。

○田中総務課長 市の組織改正があった場合でもということで、御質問がございましたが、今後組織改正があった場合でも企画部門や財政部門が連携して行わなければ、この計画を推進していけないということで、改正があった場合でも企画部門と財政部門が連携して行っていくということです。

○齊藤克己議長 西川議員。

○西川政晴議員 確認ですけれども、要するにある程度向いていますよという感覚でいいですか。そういう方向に向いているということでもいいですか。

○齊藤克己議長 田中総務課長。

○田中総務課長 組織改正があった場合でもということですか。

○齊藤克己議長 橋本総務部長。

○橋本総務部長 補足させていただきます。現状は、今、そちらに向かって検討しているという形でございます。

○齊藤克己議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 20ページ、ちょっと個別なんですけれども、この中に丸とバツがあるんですが、公共サービスの必要性が高いところの丸とバツの意味ですが、バツは公共サービスの必要性が低いのか、もう要らないのか。例えば、高齢者福祉施設の3で公共サービスの必要性が高いところがバツになっています。私はこれは公共サービスの必要性があると思います。

それと丸とバツの意味がどこにも書いてありません。バツだったら、もう検討しないのか。その辺お聞きします。

○齊藤克己議長 赤松議員、全体的な図表の見方ということでよろしいですか。

○赤松祐造議員 はい。

○齊藤克己議長 橋本総務部長。

○橋本総務部長 これは白か黒かという意味ではなくて、要は市役所、公共ではなくて民間でも担えるのではないかという意味合いでございます。

○齊藤克己議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 市役所の仕事としてやらないということですか。公共性は高いと思うのですが。

○齊藤克己議長 橋本総務部長。

○橋本総務部長 意味合いは難しいですね。公的機関が積極的に行うべきかどうかという視点がございますので、民間の力を借りてできる分野ではないかということがございます。

○齊藤克己議長 そのような意図で表を組み上げているということですか。よろしく願います。

吉田けさみ議員。

○吉田けさみ議員 丸、バツのほかにハイフンがありますが、これはどういうことなんですか。

○齊藤克己議長 田中総務課長。

○田中総務課長 ハイフンという御質問でございますが、例えば16ページをごらんいただきまして、表5-1-1 庁舎等の概況という資料でございますが、No.1の和光市庁舎でハイフンになってございますが、こちらは複合の有無のところではハイフンとなっております。

それと後ろの施設類型別の基準の独立施設である必要性が高いものにつきまして、駅出張所、牛房出張所、吹上出張所、坂下出張所にハイフンがついておりますが、こちらの施設につきましては既に複合化しているということがございます。既に複合化されているので、丸とかバツの表記ではない表記を使っているということがございます。

○齊藤克己議長 安保議員。

○安保友博議員 この計画についてですけれども、和光市の最上位計画である総合振興計画との整合性を図りながらということがありますけれども、考え方としては総合振興計画というものが、第5次、第6次と続いていく中で、それに沿う形で計画をたてるということがあったのかもしれませんが、今回あえてこの計画期間を30年とした理由は何でしょうか。

○齊藤克己議長 橋本総務部長。

○橋本総務部長 先ほども少し説明させていただきましたが、施設の耐用年数がおおむね30年以上でございますので、そちらを基準に今回30年という形で、計画期間を設定させていただいた経過がございます。市の総合振興計画も10年ごとに作ります。それと整合を図りながら、5年スパンで時々見直すという形を考えております。

○齊藤克己議長 安保議員。

○安保友博議員 確認ですけれども、耐用年数がだいたい30年ということで、30年計画を今から立てれば、全ての施設を網羅できるという考えでよろしいでしょうか。

○齊藤克己議長 橋本総務部長。

○橋本総務部長 おっしゃるとおりです。

○齊藤克己議長 待鳥議員。

○待鳥美光議員 2ページのところに今後のステップが示されているんですが、次のステップとしてマネジメント実行計画を第1次からたてていくと思いますが、その際に、各施設の利用

者の意見はどのように反映されていくのか伺います。

○齊藤克己議長 田中総務課長。

○田中総務課長 第1次実行計画の今後の予定の中で、市民の方を委員としまして、委員会を設けまして、その中で管理計画の説明や、将来的な方向性等重点的に検討すべき事項、施設の抽出等、そのようなことを検討していただくような形で、市民の方が入った委員会を予定しております。

○齊藤克己議長 待鳥議員。

○待鳥美光議員 そうすると、個々の施設で利用者や利用団体が多いところもあると思うのですが、そういった方がそれぞれ入るというよりは、全体として市民の意見として公募委員か何かが入る形ですか。

○齊藤克己議長 橋本総務部長。

○橋本総務部長 確かに、現状維持の施設がいいと思います。仮に統合したり廃止したりする施設については、これから考えますけれども、ワークショップを行ったり、直接利用している方の意見を最大限聞くという努力は必要と考えています。

○齊藤克己議長 鳥飼議員。

○鳥飼雅司議員 初歩的なことをお聞きしますが、長寿命化することによって、何年間くらい延びるのですか。

○齊藤克己議長 橋本総務部長。

○橋本総務部長 資産でございますが、白書の中でも50年の場合と65年の場合があるんですね。50年経過したものを長寿命化して65年ということで、やり方とか施設によって差が出ると思いますが、だいたい15年くらい長持ちさせるイメージでございます。

○齊藤克己議長 猪原議員。

○猪原陽輔議員 薄紫の冊子の28ページですが、インフラ施設について、経過年数とかがこのままだと把握できないので、どういうふうに把握してよいかわからないのですが、そのあたりはいかがでしょう。例えば、橋梁とかは42橋の経過年数とかいろいろあると思うのですが、そういったものは示されないのでしょうか。

○齊藤克己議長 橋本総務部長。

○橋本総務部長 今回、メインで行ったものは公共建築物、いわゆるハコモノのほうです。今、議員が言われたインフラのほうは個別に橋梁とかそれぞれ個別の計画がございますので、その計画に沿った整備を進めていくと。基本的には長寿命化とか、リスクメンテナンスなどの考えを持って、行っていくということでございます。

○齊藤克己議長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」という声あり〕

以上にて、質疑を終結します。

休憩します。（午前11時15分 休憩）

再開します。（午前11時16分 再開）

和光市土地開発公社理事会の所管課の移管及び理事の辞任について、報告があります。

和光市土地開発公社は、現在、建設部道路安全課に事務局を置き、事務を担当しているところであり、この土地開発公社の目的は、公共用地、公用地の取得、管理処分を行うことですが、近年の新たな公共用地の購入は所管課で買い入れる方針であるため、道路安全課（土地開発公社）の事務が大幅に縮小している状況であります。

また、現在、土地開発公社の事務として行っている、借入償還金に関する県への事業年度の決算報告及びヒアリングは企画部財政課が主体で行っている状況であるとのことあります。さらに、残りの借入償還金の返済は、平成31年度に完済予定で、完済後は、土地開発公社を解散する予定とのことあります。これらの状況を鑑み、平成28年4月1日から事務局を財政課へ移管するとともに、理事会のスリム化を図るということで、御了承いただきたい旨、建設部長から報告がありました。

ついては、議長として了承いたしましたので、議会外構成委員として理事となっている、内山恵子議員、富澤啓二議員、吉田けさみ議員、吉村豪介議員の4名の方については、3月31日をもって辞任となりますので、御了承ください。

また、この件に関しては、3月24日に開催される土地開発公社の理事会において、改めて報告されるとのことあります。なお、これにより平成27年第2回臨時会で決定した、議会外構成の各種委員に当たらない議員が生じることとなりますが、これまで、条例により常任委員会の委員の任期が2年となっていることから、その他の委員についても、準用して2年としております。よって、常任委員会委員の任期満了の時期にあわせ、検討したいと思っておりますので、御了承いただきますようお願いいたします。

その他、各議員からございますか。

〔「なし」という声あり〕

なければ、本日の協議はこれにて終了します。

記録につきましては、正副議長に、一任願います。

全員協議会を閉会します。

午前11時19分 閉会

議 長 齊 藤 克 己

副 議 長 齊 藤 秀 雄